**平成２２年（フ）第１３２号**
鹿児島県阿久根市赤瀬川137番地
債務者　鍋石　　正
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１３４号**
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地
債務者　福永まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１３５号**
鹿児島県薩摩川内市宮里町2136番地５宮里城住宅４号棟12号室上園加代子方、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町900番地１
債務者　上園　博紀
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
鹿児島県薩摩川内市平佐町4951番地３
債務者　鮫島　　章
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１３８号**
鹿児島県阿久根市赤瀬川1049番地２
債務者　文岡ミルドレッド　ジャネット
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１３９号**
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2388番地
債務者　宇都口　進
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第６２８号**
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地２　三堤住宅２号棟３号
債務者　本堂亜紀子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第６３０号**
盛岡市東仙北１丁目10番53号　コーポ大沢202号、旧住所盛岡市門１丁目３番５号
債務者　水野　昌子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４３号**
山形県鶴岡市三千刈字清和154番地
債務者　安野　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第９８号**
山形県鶴岡市末広町19番15号
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第９９号**
山形県鶴岡市末広町19番15号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第１０１号**
山形県鶴岡市道田町３番11―２号
債務者　新田　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第４５５号**
石川県白山市一塚町773番地14
債務者　北村あけみ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第３４０号**
京都市右京区太秦京ノ道町11番地１　常盤ハイツ601号
債務者　八木　保彦
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１２６号**
京都市東山区一橋宮ノ内町12番地４
債務者　田中　厚子（債務発生時の姓麻田）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２９２号**
京都市左京区大原井出町172番地２岸下方
債務者　小笠原久美子（債務発生時の姓塩入・原）
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４０９号**
京都市伏見区納所下野１番地４―303
債務者　西岡　真司
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係